

浪速区区政会議の運営状況

「対象期間 令和5年10月1日から令和6年9月30日」

第1号関係

(1) 対象期間において委員であった者の氏名及びその期間（敬称略 50音順）

氏名	選定事由等	部会名	委員の任期
上田 典子	敷津地域活動協議会	子育て教育・福祉	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
戎 房子	日東地域活動協議会	安全安心なまち	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
柏村 貴一郎	公募委員	安全安心なまち	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
川村 明奈	塩草地域活動協議会	子育て教育・福祉	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
木村 次郎	難波元町地域活動協議会	安全安心なまち	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
交野 満	公募委員	安全安心なまち	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
下元 啓大	公募委員	子育て教育・福祉	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
高橋 慎太郎	恵美地域活動協議会	安全安心なまち	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
竹内 健祐	公募委員	子育て教育・福祉	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
竹田 弘美	幸町地域活動協議会	子育て教育・福祉	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
武守 克朗	公募委員	安全安心なまち	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
谷口 英代	浪速地域地域活動協議会	子育て教育・福祉	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
豊嶋 睦子	公募委員	子育て教育・福祉	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
中尾 仁美	新世界地域活動協議会	子育て教育・福祉	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
西岡 文子	立葉地域活動協議会	安全安心なまち	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
宮本 かおり	大国地域活動協議会	子育て教育・福祉	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
三羽 省三	公募委員	安全安心なまち	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
森 登美子	日本橋地域活動協議会	安全安心なまち	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで

第2号、第3号関係

(2) 区政会議の開催の日時及び場所並びに委員に意見を求めた事項

令和5年度 第2回 浪速区区政会議 開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
令和5年10月26日(木) 午後7時～午後7時30分 午後8時15分～午後9時	浪速区役所 7階 703・704会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 議長・副議長の選任について ● 令和6年度浪速区運営方針(素案)及び区関連予算について ● その他 	条例 第5条第2項

令和6年度 第1回 浪速区区政会議 開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
令和6年8月30日(金) 午後8時10分～ 午後9時10分	浪速区役所 7階 703・704会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年度 浪速区運営方針の評価について ● 令和7年度予算の方向性について ● その他 	条例 第5条第3項

第4号関係

(3) 条例第9条第1項に基づき区長が講じた措置の内容

令和5年度第2回浪速区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

	委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
1	<p>【安全・安心で住みやすいまちづくり】</p> <p>保護者に向けた周知方法として、小学校で使用している連絡帳のようなアプリ「ミマモルメ」を活用してはどうか。また、地域で実施している行事(食事サービスやふれあい喫茶、100歳体操など)を活用して周知してはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に向けた地域防災訓練の周知について、各小学校長に依頼し「ミマモルメ」によるお知らせの配信を行いました。 ・地域で実施している行事を活用した周知について、訓練を主催する地域と区役所が連携して、地域での回覧のほか、地域主催イベントの開催にあわせた地域集会施設等への掲示・配架など、地域の実情に応じた周知に取り組みました。 	条例第9条第1項
2	<p>【安全・安心で住みやすいまちづくり】</p> <p>避難所開設運営訓練の広報がわかりにくい。時間が、指定避難所へ避難するもので、発災から一時避難所へ避難をする時間ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災訓練(避難所開設運営訓練)の広報内容について、避難所の運営に携わる自主防災組織の方と避難者の方では参集時刻が異なることなどを踏まえ、今後わかりやすい表記に見直しを図ります。 	条例第9条第1項
3	<p>【安全・安心で住みやすいまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者を増やす、一般の方が参加したくなる仕組みとして、例え 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年11月9日実施の地域や関係機関が参加する浪速区総合防災訓練の地域防災訓練において、避難所内の救護所での段ボールベッドの組み立て、仮設トイレの 	条例第9条第1項

	<p>ば運動会など、何かのイベントと同時に防災訓練を実施してはどうか。他区で実績があるとのことなので、取り入れてみては。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の内容について、実際に消火器やAEDを使用した訓練、避難所でのベッド組み立て、車いすの運搬、消防署員の指導など、本番さながらの訓練を実施する。 ・子どもたちは付き添いではなく、何か役割を与えて動いてもらう方が楽しんで参加できる。 ・イベント中の発災を想定する（あらゆる場面で起き得る喚起策として活用） 	<p>設置や消防署員による消火器操作訓練、応急講習のほか、新たに津波を想定した垂直避難訓練、個別支援プランを活用した安否確認訓練を取り入れるなど、実災害を想定した内容を取り入れます。</p> <p>また、地域防災訓練への参加につなげるための取り組みとして、区民まつりにおいて、防災PRエリアを広く設置し、その中で防災クッキング実演や体験型のワークショップ、地域防災活動のPRを含むパネル展示、協力企業等による防災グッズの展示などのほか、関係機関等と連携し、起震車体験や水道局による防災クイズ、警察や自衛隊による防災啓発など区民への防災意識向上に取り組みました。</p>	
4	<p>【安全・安心で住みやすいまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ前に実施していた中学生と地域との訓練について、小学校の活用も含めて復活を検討してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生は災害時支援の担い手としても役割が期待されていることから、防災リーダーなど地域住民と協働する機会の提供は有意義であると考えます。 ・令和6年度に実施した中学校の防災授業（訓練）において、該当地域の地域防災リーダー（隊長等）も訓練に参加・見学し、交流する機会を設けました。 	条例第9条第1項
5	<p>【安全・安心で住みやすいまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練は地震に関する訓練が多いが、津波もいつ来るか分からないので、津波が来た想定での訓練もしてみようか。津波が来たら避難所は開設できないので、家庭の備蓄で過ごしていただくなど情報をいかに周知するかを検討しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年11月9日の地域や関係機関が参加する浪速区総合防災訓練では、初めて南海トラフ巨大地震、大津波警報の発令を想定し、垂直避難訓練を取り入れて実施することとしました。また、自宅避難や家庭内の備蓄等については、地域防災訓練や区民まつり、広報紙1月号（防災特集掲載予定）など様々な機会を通じて啓発に取り組んでいます。 ・区内在勤、在学者による災害時支援に関しては、地域防災訓練に近隣の事業所の社員や専門学校の生徒が参加するなどして交流を図っており、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えています。 	条例第9条第1項
6	<p>【地域安全防犯カメラ】</p> <p>警察と連携して区内の防犯カメラマップを作ってみようか。そこから死角になっている場所や手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所が設置する防犯カメラについては設置個所をマッピングし、その情報を浪速警察署に提供し捜査等に活用いただいています。また、浪速警察署と連携し防犯カ 	条例第9条第1項

	<p>薄になっている場所がわかり、設置した方が良い場所や重点的に強化しないといけない場所が把握できる。事件や事故が発生してから動くよりも早く事件解決や抑止力強化につながるのではないか。</p>	<p>メラの設置個所についても調整を行っているところです。今後も区役所と警察署が連携を密にしながら、事件の早期解決や犯罪の未然防止につながるよう取り組んでまいります。</p>	
--	--	---	--

令和6年度第1回浪速区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

	委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
1	<p>【令和7年度予算の方向性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「浪速まなび支援事業」の廃止について、貧困とは関係なく学力の低い子もいるなかで、中間層への支援が手薄になるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 浪速区では、令和7年度から小学5、6年生を対象に、浪速区民センター等で民間事業者を活用した学習支援を実施し、引き続き子ども達の基礎学力向上を図ることを検討しています。 「浪速区ボランティア人材バンク事業」では、学校で授業中や放課後等の学習支援を行うサポーターを募集しています。「浪速まなび支援事業」は廃止となりますが、引き続き学校で、子ども達の学習支援が実施できるよう人材確保の面から支援してまいります。 	<p>条例第9条第1項</p>
2	<p>【令和7年度予算の方向性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度新規事業「(仮称)登校支援が必要な児童生徒への支援事業」について、関係先としっかり調整して枠組みを確立させてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> この事業は、希望する学校へ登校支援サポーター(有償ボランティア)を配置し、不登校児童生徒や遅刻や欠席が多い児童への支援を行うものです。 この間、各学校関係者とヒアリングを行い、事業の目的、学校の現状やニーズを共有してまいりました。 今後、より具体的なニーズを把握し、事業実施に向け検討をすすめます。 	<p>条例第9条第1項</p>